

令和元年第2回住田町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年2月26日(水)午前10時開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池幸君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 菊池宏君

副町長 横澤孝君 総務課長兼選挙管理委員会書記長 熊谷公男君  
税務課長兼会計管理者 佐藤修君 企画財政課長 横澤則子君  
町民生活課長 梶原ユカリ君 保健福祉課長兼地域包括支援センター長 佐々木光彦君  
建設課長 山田研君 農政課長兼農業委員会事務局長 紺野勝利君  
林政課長 千葉純也君 教育次長 伊藤豊彦君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 松田英明 係長 松本 円

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。では、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、一般質問を引き続き行います。

---

◇ 佐々木 春 一 君

○議長（瀧本正徳君） 5番、佐々木春一君。

[5番 佐々木春一君質問壇登壇]

○5番（佐々木春一君） おはようございます。5番、佐々木春一であります。

一般質問通告により、町長並びに教育長に質問をいたします。

第1点は、新年度の主要施策と行財政運営についてであります。

昨年10月からの消費税率の10%への引き上げで新たな消費不調が顕在化する中で、暮らしと経済を立て直し町民の暮らしを応援する政策を実行することが重要であると考えるところから、次の点をお伺いいたします。

1つ目は、町民と行政との信頼関係についてであります。町長の施政方針演説では、限られた財源を有効に活用し、課題解決に向けて一丸となって行財政運営に努めるとしております。令和2年度は、新たな住田町総合計画の初年度であります。町長は、財政的にも余裕があるわけでないことから、町職員の皆さんには公務員として住民に対する奉仕者であるということ意識し、さらなる質の向上により町民の暮らしを支える役割を果たし、一層信頼される町職員であってほしいと願うところであります。よって、行財政運営をどのように考えているかお伺いします。

2つ目は、簡易水道事業の運営についてであります。

水は、人間が生きていく上で欠かせないものであります。新年度より、簡易水道事業会計は公営企業会計へ移行しますが、老朽化が見られる水道施設の計画的な整備や適切な資産管理、人員の配置など地盤強化が求められます。当町にふさわしい水道の計画を打ち立てることが重要であります。どのように進めていくかお伺いたします。

3つ目は、再生可能エネルギーへの取り組みについてであります。

近年、再生可能エネルギーを活用して、温暖化対策と地域づくりに取り組む地域、自治体がふえています。ことし、令和2年より下有住奥火の土内の町有地から遠野市にかけて風力発電設備の工事が始まります。地域の経済や産業、社会の活性化並びに町再生可能エネルギービジョンにどのように生かしていく考えかお伺いたします。

第2点は、よりよい教育環境の整備についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会の設置を伴うコミュニティスクールが努力義務となりました。地域と学校の協働がより一層注目を集めることから、次の点をお伺いたします。

1つ目は、教員の変形労働時間制の対応についてであります。

国では、昨年12月の臨時国会で、公立学校の教職員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする法案、改正教育職員給与特別措置法を強行成立しました。

ことしは、各自治体や学校で制度導入するかどうか判断しなければなりません。政府は、自治体判断で採用しないこともあるとしております。学校の先生方には、生き生きと子供たちに向き合い、働きがいのある職場であってほしいと願うことから、どのように対応する考えかお伺いたします。

2つ目は、児童生徒数の減少への対応についてであります。

児童生徒数の減少が深刻化する中、教育長の教育行政演説の中で小学校、中学校のあり方について、新年度中に意識調査や意見交換の機会を設け、よりよい教育環境の整備に向けて慎重に検討をしていくとしていますが、現状での保護者や地域の声をどのように受けとめているかお伺いたします。

よろしく答弁をお願いします。

○議長（瀧本正徳君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 佐々木春一議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大きく1つ目の1項目め、町民と行政との信頼関係についての御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、令和2年度は、新たに住田町総合計画のスタートであり、次期総合計画には施策の方針に加え行政経営の基本方針を盛り込んだところでございます。その方針ではありますが、人材や財源、財産といった限られた経営資源を最大限に生かし、質の高い住民サービスの提供と共生のまちづくりを推進するため、組織としての高いパフォーマンスを発揮できる行政運営の最適化を図るとしたところであります。

また、職員の資質向上であります。人口減少、少子高齢化の進行など地方自治体を取り巻く環境が変化する中、職員にはより高い使命感と倫理観、すぐれた判断力や政策形成能力等高度な資質の習得と能力の向上が求められており、組織においても有為な人材の育成と組織風土の醸成が必要であることから、誠実公正で町民に信頼される職員、町民と協同し地域をつくる職員、積極的に自分を確信し迅速に行動する職員、経営感覚を備えた職員の4点を育成すべき職員像として掲げ、職場管理・人事管理・職員研修の3つの視線により職員の資質向上に努めてきているところであります。

私が町長に就任して初の総合計画でもありますので、施政方針でも述べましたとおり、基本と変革の施政をもって、今まで以上に住民と行政の信頼関係を構築しながら行財政運営に努めてまいります。

次に、2項目めの簡易水道事業の運営についてであります。

本町における簡易水道事業につきましては、世田米地区簡易水道が平成6年度から、下有住地区簡易水道が平成9年度から、上有住地区簡易水道が平成19年度から、五葉地区簡易水道は平成20年度からそれぞれ供用が開始され、古い施設で26年、新しい施設で12年が経過をしております。簡易水道施設の維持管理及び事業の経営につきましては、平成21年6月に住田町地域水道ビジョンを策定し、施設の長寿命化の対策等を掲げるとともに平成26年11月には、住田町簡易水道事業経営戦略を策定し、施設の見通しを含めた経営健全化の取り組みを進めているところであります。

また、議員御承知のとおり、本町におきましては、新年度の公営企業会計移行に向けて鋭意作業を進めており、現在最終段階となっているところであります。公営企業会計へ移行となりますと、財務状況が明確になり本町の簡易水道事業の経営状況をより詳細に把握できるようになります。

御質問の適切な資産管理などの基盤強化についてであります。本町におきましては公営企業会計移行後、財務状況が明確化された時点において、より精度が高い新たな住田町地域水道ビジョンの策定と住田町簡易水道事業経営戦略の抜本的な見直しを行い、施設の長寿命化や事業の基盤強化を進め、将来にわたって安定した水の確保に努めてまいります。

また、現在の水道施設の計画的な整備につきましては、本町の簡易水道施設における取水設備、排水管の対応年数40年には古い施設ですとあと14年、新しい施設であと28年ほどありますが、その計画的な更新についても両計画に盛り込むよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に3項目め、再生可能エネルギーへの取り組みについてお答えをいたします。

本町の再生可能エネルギー活用推進計画は、平成29年3月に策定し、計画期間を10年間とする中で、風力発電については本町全域がイヌワシ、クマタカ等の飛翔猛禽類の生息地とされていることから、大型風力発電の立地に当たっては、えさ場の確保等生態系への十分な配慮、合わせて景観等の配慮のほか、まちや住民が関与できる仕組みを整え民間事業者による導入を基本とする考え方を示しております。下有住奥火の土内の風力発電設備整備についても、町再生可能エネルギー推進活用計画の考え方にに基づき、民間事業者との調整を進めてきたものであります。町再生可能エネルギー推進活用計画では、林業のまち住田の強みである木質バイオマスエネルギーを主体的に推進する計画とし、他のエネルギーについては、まちにとって有益な民間事業者の提案、取り組みに対し協力する姿勢であります。民間事業者による地域住民に対する地域貢献、地域活性化等の提案は、民間事業者と地域住民の国民の取り組みにより地域経済や産業、社会活性化につながることを期待しております。

大きく2つ目は、教育長より答弁をいたします。

私からは以上です。

○議長（瀧本正徳君） 教育長、菊池 宏君。

〔教育長 菊池 宏君登壇〕

○教育長（菊池 宏君） 佐々木春一議員に、よりよい教育環境の整備についての（1）教員の変形労働時間制の対応についてお答えをいたします。

議員、御質問のとおり、昨年12月の国会において成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律については、その趣旨として公立の義務教育諸学校における働き方改革を推進するため、教育職員について1年単位の変形労働時間制を条例により実施するようになるとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切

な管理等に関する指針を策定及び公表することとする、としているものです。

改正の概要としては、教育職員の業務量が長時間化しており、近年の実態は極めて深刻であるとし、持続可能な学校教育の中で教育成果を維持・向上させるためには、働き方を見直し子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務であるということから、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、次の2つの措置を講ずるとしているものです。

1つは、1年単位の変形労働時間制の適応についてであります。

これは夏休み等、児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向であること、学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように、集中して休日を確保することなどが可能となるよう公立学校の教師については、地方公共団体の判断により適応を可能とするものです。

もう1つは、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定するというもので、このことによって公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないもの、いわゆる超勤4項め以外の業務であることなどを踏まえ、教師の健康及び福祉の確保を図ることによって、学校教育の水準の維持・向上に資するものであります。

施行期日は1年単位の変形労働時間制の適応については、令和3年4月1日、業務量の適切な管理等に関する指針の策定については、令和2年4月1日となっております。

特に、2つ目の業務量の適切な管理に関しては、超過勤務時間の上限がこれまでのガイドラインから法的根拠のある指針に格上げされました。具体的な時間としましては、1月について45時間以内。1年について360時間以内としております。市町村教育委員会に対しても、この上限について教育委員会規則に当該条文を追記するよう指示されているものであります。

御質問の変形労働時間制につきましては、各学校の年間計画の策定にも影響してくることから、令和3年4月からの施行までの1年間を猶予期間と捉え、この間に県内の状況及び沿岸南部教育事務所管内の市庁と協調しながら判断をしまいたいと考えております。

当該法律の改正は、学校の働き方改革に起因するものであり、部活動や生徒指導等の先生方の勤務の現状や御意見、さらに、時間外勤務時間の適正な把握、負担の軽減やメンタルヘルス面のチェック等も関連してくることから、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、（２）児童生徒数の減少への対応についてお答えをいたします。

昨年６月に実施した、町内５地区での住民懇談会で教育委員会からの課題ということで、「学校の教育環境の整備」というテーマで御説明をいたしました。これは平成３０年度までの出生数をもとに、令和７年度までの町内中学校のそれぞれにつきまして、生徒数の今後の状況について御説明したところです。今後、小学校、中学校においては、年によっては若干の増減の波はあるものの総じて減少していく見込みで、さらに学校の小規模化が進むと見ております。

第９次住田町教育振興基本計画では、小規模校であるがゆえに教職員と児童生徒の触れ合いが濃密であり、一人一人に目が行き届く教育ができるという利点を生かした教育を進めるとしています。一方、多人数の中での切磋琢磨が行われにくいことや、人間関係の固定化、教員配置の固定化であるとか団体活動に制限が出るといった課題があります。学校の統廃合を含む教育環境の整備は学校の活性化、教育指導の充実、教育や諸活動の水準の維持・向上を図るなどのさまざまな観点から検討されなければならないとしているところです。

現在、各学校のＰＴＡの役員会が行われております。そこに出向いて、今後の児童生徒数の状況について説明をしているところです。今後、新年度に入りまして、各学校のＰＴＡの総会の場等をおかりいたしまして説明し、ＰＴＡの皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

その後、令和２年度中には保育園、保護者から各学校のＰＴＡ、そして住民を対象としたアンケート調査を実施したいと考えているところです。それにより、いただいた御意見を参考として、一定の方向性とスケジュールをお示しして、さらに御意見をいただく機会を検討して、令和４年度までに具体的な方向性を固め、令和５年度からの次期教育振興基本計画への登載と整備への具体的な動きにつなげていきたいと考えているところです。

現状での、保護者や地域の声をどのように受けとめているかということですが、これまでの機会で、保護者の方々や地域の方々の御意見が少なかった状況であります。今後もっと多くの意見をいただきたいと考えておりますので、今後の説明の機会やアンケート調査への御協力をお願いしたいと考えております。進める中で注意をしまいたいのは、現在通学している児童生徒や保護者の皆様に不安を与えないよう、拙速な結論を出さないようじっくりと、保護者をはじめ住民の皆様御意見をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 再質問を許します。

佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、最初に町民と行政との信頼関係についてであります。

まず、新年度の予算編成に当たっての財政見通しについての見解を伺いたいと思います。地方自治体にとっての関心事は、地方財政計画策定の結果、新年度の一般財源である地方交付税がどうなっているのかということが気になるわけでありまして。総務省は地方の要望にかなり応えたとしており、地方行財政をめぐる動向では、条件不利地域の多い自治体へ交付税を重点的に配分しているとしておりますが、当町における地方交付税は、決算ではここ数年25億円で推移してはいたしましたが、新年度予算では、どのように算出したかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 令和2年度の地方交付税の総額ですけれども、国では前年度0.4兆円を上回る16.6兆円を確保するとしてございます。

議員おっしゃるとおり、地方のほうに交付税を手厚くというようなお話でございましてけれども、地方法人課税の財源を偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する仮称ですけれども、地域社会再生事業費を創設すると国は示してございます。

地方交付税の中では、地域社会再生事業費というものと、まち・ひと・しごと創生事業費の見直しなど、令和2年度の予算の中で見直しをしているというふうに、国から情報が来ている状況でございます。

本町の令和2年度の地方交付税の算定でございましてけれども、当初予算の予算編成作業が11月から1月の段階で作業を進めているものですから、総務省から示される算定方法や費目は大まかなものであり、その時点でこの国の見直しを算定に盛り込むというのは、難しい状況になってございます。

令和2年度の臨時財政対策債の振替額を含む普通交付税の総額は、令和元年度の算定方法をベースに24億円程度と試算をしております。このうち、臨時財政対策債の額は算定に用いる割合が直前まで示されないため、今回の予算への計上は令和元年度の確定額と同水準としたところであります。総額から臨時財政対策債の額を控除した額が普通交付税として交付されるものでございましてけれども、普通交付税の予算計上額は確実に収入が見込まれる20億円として、残り額の3億円余りを年度内の留保財源としているところであります。

留保財源と確保する理由は、突発的な財政需要が生じた際の補正予算編成に備えるためと

ということと、あとは、留保財源の3億円という金額は、過去の補正予算の規模から妥当と判断し、今回はそのような額を普通交付税の当初予算額を20億円と算定したところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君

○5番（佐々木春一君） 今、総務省の地方交付税の算定方法を見ると、人口構造の変化に応じた指標として、人口減少率や高齢者人口比率などを用いて少子高齢化が進行している自治体の経費を割り増しするというようなことも示されておりますので、基本的には従来のところと予算では堅実な数字で20億円を予算化したとしておりますので、今後の予算規模を事業推進と合わせて補正等でこれら総務省の動きを照らし合わせながら、積極的な財政、地方交付税の交付を受けられるように取り組んでほしいと希望するところであります。合わせて当町の財政の運営で懸念している事項に公共施設の維持管理、長寿命化の見通しについて触れておりまして、今後の公共施設等適正管理によって財政力の弱い自治体の交付税措置率を引き上げるなど、有利な地方債制度を活用していくべきと考えますが、この公共施設等適正管理にどのように対応していく考えかお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 公共施設の適正管理というところでございます。

本町におきましては、町営住宅につきまして今年度長寿命化計画を策定しております。その他の施設の部分については、令和2年度に一般会計予算の部分で要求しておりますけれども、主要な施設な部分については主に点検を進めて、その他の部分については一般的な点検というところで進めてまいりたいというふうに思っております。インフラ系の部分につきましては、橋梁あるいは上下水道については建設課で進めております。それ以外の部分についても折を見て手がけていくところになろうかなというふうに思っております。それを受けて、財政見通しとかあってというものが立てられていくというふうに考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 自治体の財政状況を示すものとして、当町は現在比較的健全な状況であるというふうに捉えられるわけではありますが、今後も健全財政を維持する必要がある自治体という位置に示されておるわけでもあります。令和2年度の借入金返済に当たる公債費は6億7,860万4,000円であり、前年対比で3,058万2,000円の減となっております。将来負担比率や実質公債費比率から見ての将来にわたる実質的な財政負担をどの

ように見ているかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議員おっしゃるとおり、公債費の所管が6億、令和3年度には7億というような現在の状況でございます。

先ほどの公共管理の管理計画のお話もありましたけれども、今後の公共施設の管理の状況によって、刻々と状況が変わっていくというふうに考えてございます。公債費比率を高くしないように毎年度開発計画などの調整を進めながら、行財政の健全な運営に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君

○5番（佐々木春一君） 次に、人件費と人事にかかわってお伺いいたします。

予算での人件費は10億5,688万4,000円で、前年対比、4,933万3,000円の増となっております。会計年度任用職員制度への移行もありますが、職員数の適正化にどの程度配慮されたものであったかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 平成31年4月1日現在の正職員の人数については109人となっております。新年度への予算要求でありますけれども、現状の定数について新年度についても要望しているというところでございます。

数については、以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君

○5番（佐々木春一君） 人件費の増額の要因になった、会計年度任用職員制度についてありますが、総務省は全自治体を対象として期末手当の支給等に係る経費について調査実施して各自治体へ交付金として計上したと伺っておりますが、職務を具体的に想定した会計年度職員については、令和2年度において標準的な勤務形態等、期末手当などの経費の算定をどのような形で計上したかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 会計年度任用職員でありますけれども、当初予算には前年度規模60人弱の人数について要求させていただいております。経費の部分につきましては、議員、御質問のとおり部分について全て見込んで計上したというところでございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君

○5番（佐々木春一君） そうしますと会計年度任用職員の新たに支給される期末手当の支給分については、国からの交付金で賄うというふうな理解でよろしいですか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） そのとおりでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 次に、職員の定数、人員のことでありますが、最近行革での定員削減によるマンパワー不足が、災害のたびとか災害対応や復旧復興の足かせとなったり、特に小規模自治体で深刻な事態になっている例が見られます。日ごろの行政サービスの充実と重ねて、今後の災害対応を見据え、不足が指摘される災害対応や老朽化対策を行える自立職員の確保など、必要な人員確保が求められると考えますが、今後の職員数や職員の配置にどう配慮をしていく考えかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 本町はこれまで、社会経済情勢や本町の財政状況あるいは人口減少を踏まえて、職員の定数については、平成9年4月1日には130人であった職員数を平成20年、21年には103人まで減少させております。その後保育ニーズへの対応ということもございまして、現在109人というところでの調整運用しております。そのほか新しく会計年度任用職員等になるべく職員も含めて行政需要に対応しているというところがあります。町長申し上げましたとおり、総合計画の推進、あるいは時代の社会問題への対応など、さまざまな部分での対応が求められております。

今現在、定員適正化計画を目途に職員の部分について対応させておりますけれども、この数字上ある程度整合性を持たせながら行政サービスの水準を維持していければなというふうに思っております。

議員御質問のとおり、マンパワー不足であります。特に建築土木系の部分については、県内の市町村においても、なかなか募集定員を確保できてないという状況にあります。これらの部分については、県単位の応援体制というものを築きながら対応しているというような状況でありますけれども、本町においても、毎年募集をかけておりますけれども、これを継続して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君

○5番（佐々木春一君） 町長は、先ほどの答弁、あるいは施政方針演説の中で、持続可能な

まちづくりに向けて常に一步先を行くと、新たな挑戦に向かって志を持って町政発展に臨むとしております。

しかし、慎重な余りにさまざまな施策に取り組む中で、町民には、ややもすると消極的だと捉えられる場面もあるのではないかと見ております。

そこで、町政への担うリーダーとして改めて、行財政運営に取り組む考えをお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 佐々木議員、御心配いただく部分もそのとおりかとも思います。ただ、現在の国内、特に当町を見た場合に議会のたんびと申しますか、現実的な部分、少子高齢化という実態、これがまだまだ物理的にと申しますか、進むのは明らかな状況であります。国内においても、そのような状況の中で当町がどのように生きる意味、生活する意義含めてどうつくっていくかという部分を考えますと、当然でありますけれども、時代が変化してきたという部分をしっかり共通認識した上で、過去とのある意味でいう決別をもってこれからの地域づくりを進めなければいけないというふうに思います。

財政につきましては、当面公債費等の高どまりが続きます。資本主義経済社会の中で、やはりお金については、予算については一定程度確保した中での取り組みを進めなければいけない。そういう部分でいきますと、職員教育を含めまして一人一人の資質の向上、またIT含めて時代も変化している部分は、先んじて取り入れられる部分を検討しながら前向きに改革を進めて、町民の幸福等に広聴に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 職員の質の向上を図りながら、住民との間の信頼性を確保しながらサービスに取り組むという話でありましたけれども、先に大船渡地方の農業振興町議会の研修会において、猪苗代町の鳥獣被害対策に取り組む専門職員の例が出されました。その職員は、鳥獣被害の対策に専門的な知識を所有し、地域に出かけて、その対策に専門性を生かしながら地域住民と協力をして課題解決に取り組んだと、非常に先進的な取り組みで、このように専門的なことがそのほかの行財政、行政サービスを進める上でも、効果があるというふうに私は感じました。これからの、そういったさまざまな課題解決に高い専門性も有した職員が住民との協働の中で、信頼を勝ち取っていくことが高い行政を運営する意味で大切だと思われましたので、参考にしながら今後の行財政運営に取り組んでほしいと思うところであります。

す。

そこで、簡易水道事業の運営について伺います。

去る1月29日に、世田米川向地区での漏水による断水が起こったことにより、町民の中でも簡易水道事業に対する関心が高まりました。漏水の原因と対応対策にどのように取り組んだかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 世田米地区の漏水につきましては、川向住宅の付近が漏水したということで、1月29日の早朝に警報が鳴りまして職員が対応したところでございます。その漏水の部分の修繕をいたしましたら11時ぐらいに復旧をいたしました。まだ漏水の可能性もあることも考えられましたので、翌30日まで町民の皆様には節水の御協力をいただいたところでございます。その箇所につきましては、現在、復旧をし通常の流量に戻っているところでございます。

これからの対策につきましては、できるだけ微量のうちに漏水を発見し、大きな漏水になる前に修繕をするということで、調査の回数を今まで以上ふやしていきたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 事故が起きた場合の危機管理体制についてもお話がありましたけれども、再度確認させていただきますけれども、漏水などがあった場合の通報体制や、あるいは万が一発見がおくれた場合、水源が渇水するなど復旧に時間がかかることになることなどが心配されます。あと、配管については、最近頻発する地震などによる配管への亀裂なども心配されます。水道などの維持管理、保守点検の体制、業者の指定などはどのように行っていくのかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 最初に、危機管理体制でありますけれども、勤務時間以外につきましては、職員2から3名が1週間交代で漏水等の緊急時の対応をしております。漏水が発生した場合でございますけれども、監視システムの警報が鳴りまして、その警報を受けて建設課職員が初期対応に当たるということになってございます。

次に、水源池の部分でございますけれども、水源池につきましては、現在良好な形で運営ができておると思っております。仮に漏水になった場合でございますが、表流水全てを摂取

し、配水給水してるわけではございませんので、水源が枯渇するということではございません。ただ、漏水によりまして配水流量が増加し漏水箇所の発見がおくれた場合、配水池が空になることはあり得ますけれども、できるだけそうならないように仕切弁で流水、配水流量の増加を抑制しながら、修繕の作業をするというふうに工夫をして進めているところでございます。

配管についてでございますが、大きな地震が発生した場合などでありますけれども、東日本大震災でも大きな漏水は発生しませんでしたので、ある程度の強度には耐えられかなと認識しておりますが、地震の回数やさまざまな影響で亀裂が発生する可能性はなくはないというふうに考えております。

維持管理につきましては、長期契約により町内の業者に委託しており、実施してるところであります。2日に1回の施設の巡回や、必要によって、ろ過砂交換作業等を年に1回から3回行っておりますし、また水道監視システムで異常が発見された場合は、職員がみずから駆けつけて点検を行っているという状況でございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今後の簡易水道事業を維持していくための管理上の課題についてあります。財政的に、人口減少による水需要の減少と給水収益の減少への対応、あるいはこのことからエリアの拡大を考えていくべきと思いますがその点の今後の方針、老朽化による施設の更新と水道事業の負債、財源補助の考え方や部門独立採算制についてどのように考えているかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 簡易水道事業のエリアの拡大につきましては、現在のところは考えてございません。エリア以外の方々につきましては、補助金のほうを創設し、充実させておりますので、そちらのほうを御利用いただきたいと考えているところでございます。

老朽化の対策につきましては、まだ耐用年数に至っていないという部分でありますので、早急な更新が必要だということは考えておりませんが、将来的に確実に更新が必要な時期が来ますので、先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、計画に更新まで盛り込むような形をつくって対応していきたいと考えているところでございます。

水道事業につきまして本町は、単独で事業のほうを展開しているわけではございますが、今、その一方で、広域連携ということで広域の連携も検討しているところであります。ただ、当

町といたしましては地形的な面もありまして、広域での水道の展開は余りメリットがないのかなというところで考えてございます。当面単独で運営をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） ただいまの住田町の立地条件を生かした水道事業をということで、水のあるところに人は集まり暮らしてきました。小規模な水道システムとなっておる当町であります。恵まれた水源を生かした水道を存続するために今後とも十分対応してほしいということ、それからただいまの答弁で、簡易水道による飲料水の給水の地域には単独の補助事業で対応するというお話がありましたので、地域の条件を配慮しながら対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、再生エネルギーの取り組みについてであります。

風力発電等、地域とのかかわりをどう考えるかという点であります。

今度の事業の概要を見ると、住田町分には11基の風力が設置され、遠野市の小友町には17基ということで、28基が設置されるようであります。1基当たりの発電量は約2,000世帯分に相当するというふうなことであります。それで風力発電等、地域とのかかわりをどう考えるかという視点で、事業者は発電所ができて地域が少しでもよくなったと、地域の方に納得感を持っていただける事業を目指したいとしております。まちとしてはどうのように対応する考えかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） この発電事業は、農山漁村再生可能エネルギー法を利用したものであります。売電収益の地域還元等を通じ、地域の活性化に結びつけるというメリットがございまして。このことから、地域の活性化に結びつけていくため、地域としっかり協議しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 再生可能エネルギー、自然エネルギーに取り組むことによって地球温暖化対策や温室効果ガス排出量実質ゼロ脱炭素化への実現への取り組みをする機会と捉えることができますが、町民にこのところをどのように知らせて対応していく考えがお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 今回の取り組みを機に、町内のほうにはさまざまな方法でテレビを使う、あるいは広報するというような形でアピールしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 次に、教育委員会のほうにお伺いたします。

教員の変形労働時間制の対応についてであります。

これまで、住田町は独自の教育のあり方も取り組み、特に地域創造学等、学校の教職員、地域の理解もあって進められてきたと思います。ここに文科省が全国一律の教職員の労働条件を管理したりというようなことになると、地域の特性を生かした教育の取り組みに果たしてどうなのかという懸念がされるわけであります。

全国的に見ると、依然として教職員の長時間勤務は深刻な現状が続いておりますし、今回の1年単位の変形労働時間制は勤務時間管理の徹底、残業上限、月45時間、年365時間とする上限ガイドラインの重視が必要とされていること等ですけれども、現状ではとても導入の前提がないというふうにも捉えることができます。

子供たち行き届いた教育の保証と教員の多忙解消のためには、別途の対策が必要だというふうに思うことから、この学校現場と密に連携を取りながら対応をしてほしいと思うわけですが、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 教育長、菊池 宏君。

○教育長（菊池 宏君） 今般、文科から示されたこの法律ですが、法律は法律としてしっかり解釈をしていかなければならないというふうに思っております。法律は出されたわけですが、そもそも教員が忙しいという状況の原因を解消できるものになっているかという点については、根本的な解決策というには至っていないように私も思っております。ただ、この法律については、あくまでも教員を守るための法律というふうに前向きな受け取りをしなければ、それこそ、この法律を自治体ごとに実施するかどうかということについては、そのところが大きな判断の基準になってくるものだと思っております。

自治体ごとに任されて自治体が採用するかどうかについては、これから先ほどの答弁でも申し上げたとおり、近隣の自治体と相談をしながらということにもなっていくんですが、例えば採用したということにしても教育委員会の法の解釈にもよると思いますが、住田町の教育委員会が誤った解釈をしない限り、教員を守るというような運用ができればいいのかなというふうに思っております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 先生方の働き方改革と合わせて、先ほど小学校、中学校のあり方の件でも学校は地域コミュニティの中心であり、それぞれ地域の歴史と文化伝統があります。そこのところを十分捉えながら、今後の住田町の教育環境の整備に当たってほしいと、教育長の見解をお聞きしたいところではありますが、時間でありますので、そのことを配慮して今後の住田町の教育情勢に当たっていただきたいということを希望して、私の質問を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これで、5番、佐々木春一君の質問を終わります。

---

○議長（瀧本正徳君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 村 上 薫 君

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上 薫君。

[6番 村上 薫君質問壇登壇]

○6番（村上 薫君） 6番の村上 薫であります。

今議会、最後の一般質問となります。よろしくお願いをいたします。

通告に従いまして、町長及び教育長に対しまして、大きく3項目について一般質問をいたします。

最初の大きな項目の第1点は、成果の出る行政運営にかかわりまして、令和2年度町長及

び教育長の方針演説についてお伺いをいたします。

町長は、演説の結びの中で持続可能なまちづくりとは現状を保つことではなく、新たな課題に対応するため、常に一步先に行くこと、しっかりと現状を把握し、そこから導き出される課題に対応した施策を実行する。根拠に基づいた政策運営が大切であると述べていることから、次の点をお伺いをいたします。

1つ、根拠に基づいた政策運営の中で、特に町長が重要と考える項目2、3点挙げるとすれば、何なのかお尋ねいたします。

2点目、教育長でございますが、教育環境整備について先ほど、5番議員からも質問ありましたが、令和2年度中に一定の方向性とスケジュールを示したいとしております。その内容について教育長にお伺いいたします。

大きな項目の2点目でございます。

万全を期すべき町の対応ということで、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをいたします。

昨年12月、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスは、瞬く間に世界各国に広がり、今朝、午前の7時時点で、感染者は国内外約7万9,500人、うちクルーズ船感染者を除く国内の感染者は、170名、そのうち国内での死亡者は2人となっております。亡くなられた方々にはお悔やみを申し上げますし、御家族の皆さんにはお見舞いを申し上げたいと思います。一刻も早く終息されることを願いたいと思います。

そこで、政府は1月27日新型コロナウイルスによる肺炎を感染症法の指定感染症とする方針を表明し、2月1日から、その政令等が施行されております。このことから、次の点をお伺いいたします。

1、指定感染症となった新型コロナウイルスに対する、町の対応と万が一町内で感染者が出た場合、どのような対策が講じられるのか。

2点目、感染症に対し町の業務継続計画、いわゆるBCPと言われるものですが、対応ができていますのか。

大きな項目の第3点目でございます。

行政文書は、町民共有の知的資源でございます。そこで、法文書管理条例の制定についてお伺いをいたします。

森友学園関連文書や東日本大震災の検証資料廃棄など、省庁や県外自治体で公文書の管理のあり方が問われております。このことから次の点をお伺いいたします。

1、現在の町の行政文書の取り扱いと課題は何なのか。

2点目、大槌町は県内自治体に先立って、昨年4月1日から公文書管理条例を制定し、施行をしております。当町でも条例化を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、大きく3項目について、町長と教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 村上 薫議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大きく1点目の1項目めについてですが、令和2年度施政方針演説では人口減少社会縮小する社会にあっても持続していきけるまちづくりを進める所信を述べさせていただきました。その推進に当たっては、限られた資源、財源、人材を最大限に生かし、根拠を持って優先順位を定めながら財政運営をしなければならない。本町の最大の課題は人口減少、少子高齢化というふうに捉えております。議員からは特に重要と考える項目との御質問であります。人口減少、現状の年齢別人口構成比率、バランスの崩れた状態を歯どめをかける施策は全て重要であると考えております。住民の皆様とともに考え、行動し共生のまちづくりに御理解、御協力を得ながら持続するまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについては、後ほど教育長より答弁をいたします。

大きく2点目の新型コロナウイルス感染症対策について、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、関連がございますので（1）、（2）の御質問にあわせてお答えをいたします。

新型コロナウイルスは、昨年12月以降中華人民共和国、湖北省、武漢市を中心に患者が発生し、感染者や感染地域が拡大していることから、岩手県では1月29日に国内の流行拡大と県内の患者発生に備えるため、新型コロナウイルス感染症医療連絡会議を開催いたしました。1月31日には、世界保健機関、WHOが武漢市における新型コロナウイルス感染症の発生状況が、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当すると発表したことから、政府は新型コロナウイルスを指定感染症に指定する政令を2月1日に前倒しして、施行したところであります。

大船渡保健所では、2月3日に気仙地域感染症健康危機管理対策連絡会議を開催し、万が一気仙管内で新型コロナウイルスの感染が疑われる患者が出た場合の関係機関の体制確認や感染症予防対策について協議をしました。これを受けて、まちでは2月5日に住田テレビの

静止画告知で、新型コロナウイルス感染症の予防対策や症状が疑われる方の相談方法について周知をいたしました。また、2月14日には町民向けチラシを全戸配布するとともにホームページによる周知を開始したほか、広報すみた2月号でも感染症予防の周知をする予定としているところであります。

現在のところ、県内における感染者は確認されていませんが、万が一町内で新型コロナウイルス感染症と疑われる症状がある方や感染者との濃厚接触者などが出た場合は、医療機関を受診する前に帰国者接触者相談センターを設置している大船渡保健所に連絡の上、センターが指定する病院の帰国者接触者外来の受診を促し、その後の対応は大船渡保健所が担当することになります。

まちは、2月18日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、相談窓口の充実や町民への情報提供に努めるほか、要援護者への生活支援及び蔓延防止に関する措置など新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるところです。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、基本的に住田町新型インフルエンザ等対策行動計画や住田町新型インフルエンザ等業務継続計画に沿った考えで業務継続することとなります。まちとしては、新型コロナウイルス感染症のような緊急事態に対応するために、ふだんから実情に合わせた内容の見直しを行うとともに、関係機関との情報共有と計画内容を町民や関係機関へ浸透及び周知徹底することが不可欠なものと考えております。

いずれにしましても、まちが今できる最も大事な役割は、町民への正しい情報提供をすること、そして感染者が出ないように感染症予防対策の周知をすることですので、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に一人一人の咳エチケットや小まめな手洗いなど、感染症対策への協力周知徹底に引き続き努めてまいります。

次に、3点目の公文書管理について一括してお答えをいたします。

本町におきましては、住田町文書取扱規程に基づき公文書を管理しているところであります。文書取扱規程では、文書の作成、受領、発送などが規定されているほか文書の保存年限については、種類や内容によって一時限りの軽易ものなどは1年、照会、回答、その他往復文書に関するものなどは3年、補助金に関するものなどは5年、訴訟、異議申し立てに関するものなどは10年と、議会の会議録等々、永年保全など定めております。また、廃棄につきましては、保存年限経過後、個人情報の漏えい等を防ぐため、適宜裁断処理するなど文書取扱規程に基づき、適切に管理をしているところであります。

課題といたしましては、5年保存以上の文書の保管場所として、旧レナウン倉庫を使用し

ておりますが、建物の老朽化などもあり棚の設置等、未整備な部分が多く文書の保管場所としての最適とは言えない環境にあることを認識しております。この文書の保管場所につきましては、町民共有の財産である行政文書を保管するために適切な書庫を設置したいと考えておりますが、役場周辺施設の整備と合わせて検討してまいりたいと考えております。

次に、条例化についてであります。条例化することによって公文書が町民の皆様の財産であることを意識していただくなどの効果が考えられますが、現在の文書取扱規程によっても適切な文書管理は十分可能であると捉えているところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 教育長、菊池 宏君。

〔教育長 菊池 宏君登壇〕

○教育長（菊池 宏君） 村上 薫議員の1、令和2年度、町長及び教育長の方針演説についての（2）教育環境整備についてお答えをいたします。なお、5番議員へお答えした内容と重複することをお許しください。

昨年6月に実施した町内5地区での住民懇談会で教育委員会からの課題ということで、「学校の教育環境の整備」というテーマで御説明をいたしました。これは平成30年度までの出生数をもとに令和7年度までの町内中学校のそれぞれにつきまして、生徒数の今後の状況について御説明をしたところです。今後、小学校、中学校においては年によっては若干の増減の波はあるものの、総じて減少していく見込みで、さらに学校の小規模化が進むと見ております。

第9次住田町教育振興基本計画では、小規模校は小規模校であるがゆえに教職員と児童生徒の触れ合いが濃密であり、一人一人に目が行き届く教育ができるという利点を生かした教育を進めるとしているところです。

一方、多人数の中での切磋琢磨が行われにくいことや人間関係の固定化、教員配置の固定化であるとか団体活動に制限が出るといった課題があるとして、学校の統廃合を含む教育環境の整備は、学校の活性化、教育指導の充実、教育や諸活動の水準の維持向上を図るなどさまざまな観点から検討されなければならないとしているところです。

現在、各学校のPTAの役員会が行われております。そこに出向いて今後の児童生徒数の状況について説明をしているところです。今後、新年度に入りまして各学校のPTAの総会の場をおかりしまして説明し、PTAの皆様のお意見をいただきたいと思いますと考えております。その後、令和2年度中には、保育園保護者から各学校のPTA、そして住民を対象としたアン

ケート調査を実施したいと考えているところです。それにより、いただいた御意見を参考として一定の方向性とスケジュールをお示しして、さらに御意見をいただく機会を検討し、令和4年度までに具体的な方向性を固め、令和5年度から次期教育振興基本計画への登載と整備への具体的な動きにつなげてまいりたいと考えているところです。

ただ、進める中で注意をしてみたいのは、現在通学している児童生徒や保護者の皆様に不安を与えないよう拙速な結論を出さないよう、じっくりと保護者を初め住民の皆様の御意見をいただくなど努力をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 再質問を許します。

村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 町長のほうに、大きな項目の根拠に基づいた政策運営についてまずお尋ねいたします。

町長が、この方針演説の中で述べている根拠に基づいた政策運営の目指しているというものは具体的に何なのか、まずお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 先ほども申し上げたつもりでございますが、まず最大の当町の課題、持続する社会とは何かと考えた場合には、人が存在すること、その人も年齢構成含めてどのような形がいいのかといえ、年齢別にある意味ドラム缶状態の人口構成比率が、望ましい持続する地域、まちになる。そのためには、大きく私が重要施策で掲げている衣・食・住という部分、その分野の部分をしっかり連携させていく中で、そのまちづくりを進めなければいけないというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 私が思います、その根拠に基づいた政策運営ということは、恐らくこれは、町村の首長さん方の研修会等でも多分言われてるんだろうと思うんですけども、要するにデータですね、根拠に基づく、要するに証拠、根拠があってどういう政策が展開されるのかということだと思っております。ですから、課題があってそれに対する政策があって、その政策が期待する効果があって、それぞれの因果関係が出てくると。それからその施策が評価をされると、そういう流れになるんだと思います。ですから、持続するまちづくりということは、これ非常に大事なことでございますが、私がお伺いしているのは、政策をつくるのかそういう弁での行政運営をする上での、町長のその根拠のある政策づくり、成果を意識す

ることであるとかあるんですが、どういうことなのかももう一度お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 一つ一つの部分についてということよりも、最大課題はおっしゃるとおりデータ含めて、傾向含めてという部分で当町においては、人口が減っていると、今後も減っていくというデータがあります。総合計画の中でも人口の推移等々、今後の目標的な人口も掲げながら、物事を取り組んでいかなければいけないわけですけども、そういうしっかりした数値、予測根拠もあるわけです、かつ人口における生産年齢人口における男女比においても女性が少ない等々あるわけですね。そういう部分を是正していかなければいけないという部分の中でのそれぞれの施策につなげているというところでもあります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 町長も総合計画のことを述べられましたが、今度の新しい総合計画、令和2年度から令和6年度までの5年間の分ですが、ここに資料編がございますが、これは非常に立派なものだというふうに担当の課の皆さん方の御努力があつてのことだと思うんですが、これ資料編ですね、人口から世帯、外国人、結婚子育て、教育あるいはエネルギー、人事であるとか財政さまざまな分野のグラフやあるいは数値が載っております。要するに、これがもとに私はなるんだろうと思います。町長が言う、人口にもついてもそうですが年代別であるとか男女別であるとか、いろいろなデータがあります。私が、多分町長が言われているというのは、政策根拠に基づいた政策運営というのは、例えばいろんな課長さん方のほうから提案があると思うんです。これは何のためにやるのだと、根拠は何なのだというのを多分町長は言われると思うんですね。ですから、その辺のところは行政運営として、各課長さん方とか執行部の皆さん方に浸透していればよろしいのですが、その辺をどういうふうに町長は今後、持っていくつもりなのかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 総合計画についても、村上議員、よく中身を見ていただいていると、ありがたく思います。各分野それぞれ担当課長含めて私の方針政策等々については、お話をさせていただいています。その中で、課長たちも一生懸命その中身、将来の持続する住田町のまちづくりのために、しっかり具体的な案を提示しながら、今後町民の皆様にも説明等々していくわけですけども、そういう取り組みをオール住田、これもいろんな部分で直接関係ないように思われるかもしれませんが、いろんな課題解決に当たっては役場のみならず、議会も一緒になっていただいて、町民も一つになっていただいて、この住田をつくっていか

なければいけないという部分で認識を、そういう部分も含めて御理解、御協力も町民の皆様  
にお願いしながら、もちろん課長も共有ながら取り組みを進めていくというところです。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 大命題は持続するまちづくり、共生のまちづくりということで、どなたも共有するものであろうと思います。私は、町の町長が目指す根拠に基づいた政策運営という中で追申していく上で、重要な対応事項があるんだと、どういうふうにしてこの根拠に基づいた政策運営をしようとしているのか、要するに、その対応をどういうふうにして持っていくつもりなのかお尋ねをしたいのであります。

よくわからないというのであれば、例えばこういう根拠を重視した議論の場というものが活発にもたれるとか、あるいは成果を重視した議論の場づくりとかそういうものが大事なんだろうというふうに思います。

現在は、どういうふうな形で進んでいるのかお尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 根拠に基づいた政策運営ということで、今までも総合計画策定のプロセスの中で、あるいは毎年度の予算編成の中でその予算はどのような根拠に基づいて積算されたものかというようなことは、重ねてやってきたところであります。今回このような形で根拠に基づいたというところにつきましては、日本全体が人口減少社会に入って、今まで住田町は人口減少してきたわけですがけれども、国全体が人口減少してきているその変化を的確に捉えて積算をしていかなければならない、将来を見据えて政策運営をしていかなければならないというところが、今後ますます重要になっていくということから、町長の施政方針演説の中でもそのような演説内容に記述がされたというところでもあります。

今、根拠に基づいたことがスタートしたということではなくて、今までもしてきたのですがけれども、より一層縮小社会に向けて変化、刻々と変化していく人口構成だったり、社会現象であったり、縮小する社会での生活環境が変わっていくというその変化をしっかりと捉えて政策運営をしていこうという考え方に基づいているものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） なかなか難しいような論争になりますけども、いずれ町長がなぜここにあえて、根拠に基づく政策運営というふうにしたかというのを私はただしたかったのであります。いずれこれは、先ほどの資料編にもありますが膨大な分析資料がありますので、それに基づいて、ぜひ政策運営を進めていただきたいというふうに思います。

ちなみに、私の尊敬をする上田清司前埼玉県知事、私の同じ大学の先輩になるんですけども、知事4期16年やりまして全国知事会の会長も歴任しました。現在は参議院議員として活躍をされてるんですが、最初に県の職員に訴えたことは、すぐれた形態にすること、県庁をですね。最大のサービス産業とするというようなこととお話をしながら、お役所の2つの構造的な欠陥、要するに、競争原理が働かないあるいは、赤字が苦にならないと、そういうようなところを基本正すというふうなことで出発をして、各幹部の方々のほうには知事室にデータをグラフ化して、あるいは数字を見せて貼り出して、現実をみんなで共有しながら進めて、かなり業績を上げてこられた知事です。ですから、私もせっかくこういう立派な資料編のデータがあるので、それをぜひ有効活用していただき、行政運営に当たっていただきたいというふうに考えるのであります。

まず町長、その辺のところの私の真意をまず御理解をいただきたいと思いますが。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議員おっしゃる資料編なんですけれども、次期総合計画を現在策定しているわけなんですけれども、策定がまとまりましたらば、住民の方々にも説明をする機会を設けたいというお話をさせていただきました。やはり、町長も答弁したとおり人口構造がどのようになっているのかということについても、住民の皆様にも理解をいただきながらどういう施策推進が必要なのかということをも住民の皆様とも共有していかなければならないというふうに考えております。そういう場面での資料として、統計資料を用いて共有を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） せっかくの資料がありますので、ぜひ有効活用して町民の皆様にも知らせていただきながら行政運営に当たっていただきたいと。

それでは、次の教育環境整備についてお伺いいたします。

先ほどの教育長の答弁では、令和2年度中にアンケート調査、保護者、地域住民との実施をして、その後一定の方向スケジュールをお示しをしたいと。令和4年度までに案を固めていきたいというふうなことが大きく出されました。

そこでお尋ねをしたいのは、学校の統廃合に当たりましては、いろんな手順があるわけですね、実施の手順の流れ、例えば先ほどの意向調査、あるいは検討委員会、校舎の位置、あるいは準備委員会とかいろいろこれから出てきますね、その辺はどのようなスケジュールで考えておるかお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 教育長、菊池 宏君。

○教育長（菊池 宏君） 学校の再編については、さまざまな手順があるようですが一般的な手続としては、令和2年度に行おうとしている、町民の方々のさらなる御意見を頂戴するというふうな取り組みを受けまして、その後これは仮称であります、構想委員会のような組織の立ち上げが必要だと思います。その委員会に対して教育長名で諮問をいたします。そして、住田町にとってどのような学校が一番ふさわしいのかというのを協議していただきまして、答申をいただきます。その答申をもって今度は教育委員会、あるいは財政当局も入った準備委員会が立ち上がるものと思います。そこで再編の形態を決定する。あるいは必要があれば用地買収のことであるとか、あるいは校舎の位置、校舎の規模等そこで話し合われるというふうに思います。

概要が決定いたしましたらば、今度は議会に諮って承認をいただくことになると思います。議会からオーケーということになれば、その後、令和5年度からの第10次教育振興基本計画の中で設計、施工とか、あるいは具体的には、新しい学校となれば校章であるとか校歌であるとか、校名であるとか、そのような具体的な話になってまいりますでしょうし、閉校式をどうするかとか、開校式をどうするかとかそういったことが話に上ってくるというふうに思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 具体的に答弁いただきましてありがとうございます。

いずれさまざまな、これからやっていかなければならないことがあるということがわかりました。まずは、構想委員会とか立ち上げながらと、こういうふうなことのようにございます。そこで、大体のスケジュールの流れみたいなのがわかってまいりましたが、その基本的に、今、大ざっぱに考えてましたが、中学校の一元化なのか、あるいは大槌学園のような小中一貫校、2校というのもあり得るのか、具体的な何案かの選択肢があると議論が進みやすいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育長、菊池 宏君。

○教育長（菊池 宏君） 具体的なモデルが頭に浮かばなければ、なかなか議論が進まないということもあるように思います。選択肢として考えられることは、もし必要であれば示すこともあるのかなというふうに思っております。

例えば、今現在、小2、中2ありますが、その4つの学校をそのまま存続させるべきだというような意見もあるでしょうし、あるいは小中合わせて1校でいいのではないかと、ある

いは中学校だけ統合で小学校は地域に残すとか、さまざまな考え方もあろうかというふうに思います。住田学園というか、これも仮称なんですけど、義務教育学校いわゆる小中一貫校ですね、そういった形も考えられると思います。ただ、それぞれのメリット、デメリットがあると思いますのでそれを考えながら、いわゆる諮問した構想委員会のほうで絞っていただければというふうに思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今、教育長が言われました、いろんなタイプのそういう連携もあったり、義務教育学校みたいな小中一貫校があるとか、中学校だけの統合とかいろんなパターンがあるかと思しますので、それらも含めてメリットとかをお示しをして、いろいろ住民懇談会とか望んでいただければありがたいなと思います。

そこで適正化にかかわる、例えば2中学校が1つになったとした場合、例えばの話ですが、学校施設の耐用年数というのがやはりこれが一番問題になるんだと思いますが、それは現状では、例えば2校あるわけですが耐用年数というのは、どの程度使えるとか使えないとかそういうような状況なのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 学校施設につきましては、有住中学校、昭和48年の建設ですし、世田米中学校は昭和59年ということで10年ほどの差はあるわけでありまして。ただ、有住中学校については大分修繕等重ねてきておりますので、今後の継続の耐用という部分では、かなり不安のあるところもございます。世田米中学校につきましても、10年ほどしか違ってませんので、いろいろな、ふぐあい等も出てきておりますので、なかなか新たな校舎として令和5年度以降、もしどちらかを使うということになるとかなりリスクが伴うものがあるなというふうに捉えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 学校施設についての大体の様子がわかりました。これらも踏まえていろいろこれから議論をしていくということになるんだろうと思います。

それで、教育長に違った観点ですが、今まで併設型県立中高一貫の設置についてというのは議論してきたわけです。これと、今回の学校みたいなもののかかわりと言いますか、その辺はどのような形でこれから持っていくつもりでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育長、菊池 宏君。

○教育長（菊池 宏君） 小中一貫校という、これからの構想が湧いてくる可能性もあるんで

すが、中高一貫校の今までの取り組みとこれから整合を取るためにもう一度議論をし直すことは必要なのかなというふうに思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） はい、わかりました。整合を取りながらということになりますね。

それでは、次の大きな項目の新型コロナウイルスの感染症対策についてお聞きいたします。

2月の18日に町の対策本部を設置をして、その後いろんな感染予防の啓発チラシ、あるいは住田テレビでの告知放送を行っているということでございます。それで、保健福祉課長にお尋ねいたしますが、今の各発生段階において体制整備というのがいろいろ違ってくるといふふうに聞いておりますが、現在はどのような発生段階と捉えているのかまずお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 現在の発生段階をどのように捉えているか、ということでございますけれども、現在は国内で発生している状況であって、県内で未発生のところということになるかと思います。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 国内でもいろいろ北海道やら、きのうですか、四国とかでも出たということで、まだ東北に出てないということは不幸中の幸いなところになってるかなというふうに捉えますが、そこで今回のコロナウイルスにつきましては、若い人というよりも重症化しやすい人、これは高齢者であるとか、あるいは基礎疾患を持っている方ということで、特に多くの高齢者が利用している町内の福祉施設の利用者、あるいは福祉施設への助言指導というのは、今、どのようなことで進んでいるのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 国等から、それぞれ通知等がまいってございまして、高齢者とか介護施設における感染対策マニュアルというような部分のものもございまして、そういう部分を周知しながら、感染予防ということでその御協力をいただくように周知をしているところでございます。

○町長（神田謙一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それで、新型コロナウイルスは感染症法の指定感染症ということで指定をされたわけですが、この指定感染症になるとどのような対応というのが可能になるということなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 指定感染症になりますと、強制的にといいますか、入院をさせることができるとか、あるいは移動制限をかけることができるとか、そういうような施策がそれぞれとれるようになるということでございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 入院勧告というかそういうことのあれができる、強制入院と、これはそうしますと、町のほうの指示でという形なんですか。県の指示でということになるのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 感染症疑いというものが仮に出たような際には、大船渡保健所のほうに相談ということで、町民の皆様にもチラシ等で周知をしているところでございますけども、そういったことでその保健所なりのほうからそういう指導になるんだというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 保健所の指導でということによろしいですね。

それから、指定感染症になりますと医療費の取り扱いということで、若干ふだんの場合と違うというふうに伺っておりますが、どのような形になるのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 公的負担で手当されるというふうに聞いてございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 公的負担ということは、無料というふうに捉えてよろしいわけですね。わかりました。

総務課長にお伺いたします。地域防災計画の第19節に感染症計画というものが載っております。その感染症対策として、ふだんですと地震とかのときには、備品ですね、いろんな備蓄をするというふうなことがあるのですが、例えば感染症対策として必要なのは、マスクであるとかアルコールの消毒液とか手洗い用の石けんとかいろいろありますが、これらは備蓄というのはされているのでしょうか。今後どういうふうを考えていくのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 備蓄の部分ではありますけれども、潤沢というところではありま

せんけれども、マスク、消毒液についての備蓄はございます。これを受けまして、そういった形の計画というものはすぐに立てていかなければいけないというふうに捉えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 教育長にお尋ねいたします。

文科省とか厚労省のほうでは、感染症拡大に備えて、今学校では、北海道の場合は全小中学校休校にするというふうなことも検討されているようですが、4月上旬に中学生の東京方面への修学旅行等があるわけですが、これの判断と言うのは、ぎりぎりどこぐらいまでの判断というので、いろいろ予約とかそういうのもあるかと思うんですが、どのように今捉えているのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 御質問の修学旅行についてであります。昨日、校長先生方と情報交換会を行いました。今後の行事の対応ということで、修学旅行についても協議をしたところであります。それで、本町におきましては、4月8日に当初予定でありました、両中学校の修学旅行について延期するというように決定をしております。

一応延期ということではありますが、今後の日程等については、これからということになります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） はい、わかりました。中止ではなく延期ということで、生徒たちの本来に人生の中で的一大イベントでございますので、延期という形で実現をしていただければなというふうに思います。

これ、保健福祉課長になりますか。町内に在住する外国人というのは、今100人を超えております。いろんな事業所に勤めているわけですが、常々、共生のまちづくりということでは言ってるわけですが、在住の外国人に対しての感染症の予防及び情報伝達というのは、どのように行われているのかお尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 全ての事業所に確認をしたわけではございませんけども、うちのほうで情報を得ている分では、厚生労働省のQ&Aのようなものを母国語に言語を変換をして職員のほうに周知をしているという事業所さんもあるようでございますので、各事

業所さんでそのような工夫をされているものと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） はい、わかりました。

そうですね、厚労省なんかのホームページを見ましても、いろんな多言語に翻訳できるというかそういうふうなこともありますし、ぜひ今回、次の町内のチラシのときには、町のホームページもそういう多言語の変換が翻訳できるというふうなことも、ぜひ載せていただければありがたいなというふうに思います。

2点目の感染症に対する業務継続計画についてお尋ねいたします。

この中で、各自治体のインフルエンザ等対策業務継続計画、これは厚労省の同じような計画に倣ってつくっておるわけですけども、その中の第9章、業務継続計画の公表、あるいは教育・訓練というのがあります。その中で、定期的にこの継続計画の教育・訓練を行うと、特に、発生の対応について周知し理解させるとともに、初動体制の整備及び庁舎内において発症者が出た場合の対応訓練等については、定期的に行うものとするというふうにあります。今まで、そのような訓練が行われていたのか確認をいたし、行われていなければ今後どのようにされていくのかお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） この業務継続計画につきましては、策定以降、今おっしゃったような形で定期的な訓練という部分ではやってこなかったものだとは思っておりますけれども、今後は初動体制とか、そういう部分を各職員に周知徹底するような取り組みをしていかなければいけないだろうなというふうに思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） はい、わかりました。

感染症というのは、なかなか難しいというふうに思います。いずれ、万が一のためもありますから今後ぜひ、そういうような教育・訓練をやっていただければなというふうに希望をいたします。

最後の公文書管理条例の制定についてお伺いいたします。

町長の答弁では、町のほうの文書取扱規程があると、そういう中で対処できるんじゃないかなというふうに答弁がありました。取り扱いあるいは条での問題というのは、今、多分庁舎の1階、2階の文書の保存庫があって、そのほかでも、オーバーフローと言いますかね、してる部分は旧レナウンの倉庫のほうに保管をしているということだと思います。庁舎の周

辺整備計画というのは、なかなか財政的なものもあって動いておりませんが、早期に大事な重要文書、特に5年以上のものが旧レナウンのほうにあるということでございますので、ぜひ書庫の整備を図っていただければよろしいかなというふうに思います。

そこで、保存年限の来た、特に、保存には1年、3年、5年、10年、永年保存というふうに分かれるわけですが、10年保存の分は、これは非常に重要だということで10年になっているわけですが、例えばそういう10年とか保存年限が来たものの保存と言いますか、移管と言いますか、そういうものの判断というのがどなたがなさるのか、その件をお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 文書取扱規程の中には、文書の廃棄、保存の延長、あるいは後年、町史編さんの部分で資料として必要と認められる文書についてはというところで、規定されております。そうした中で、そういった部分で残される文書はございます。総務課長に移管してというところもございますけれども、担当課職員、担当課長といった部分での判断というものが大きなものになっているというような状況であります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 保存期間の10年というのは、永年に次ぐ重要なものだというふうに解釈するわけですが、今、総務課長の答弁では、担当課長の判断によるということですが、保存するか廃棄するかということですが、私は、要するにこういうような部分の10年とか大事なものは古文書管理委員会とか、第三者機関みたいなものもやはりあるべきじゃないのかなというふうに、今思うんです。今まで、いろんな古文書に関して問題が起こっております。これは、例えば大槌町さんの場合は、災害のときの被災した職員の方々の家族の調査したものが破棄されてしまったとか、要するに、担当者の裁量によるところが結構あるんです。そこで、国でも自治体でも問題が起こっているのであります。

そういうことで、特に重要と思われるようなものの保存するか廃棄するかというのは、第三者委員会みたいなものの立ち上げも必要じゃないのかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 議員の御質問につきましては、いわば公文書管理におけるフルスペック化というべきものであるかなというふうに捉えます。文書の作成、整理保存、廃棄ま

たは保存というところであり、重要記録を保存し活用し、未来に伝達するというところ、いわゆるアーカイブというようなものなんだろうなというふうに捉えております。ここには大きな課題もありまして、町長も申し上げましたとおり、役場周辺施設の整備と合わせて保管場所の整備というものは、こういった視点からも必要なであろうなというふうに捉えております。ソフト、ハード両面でコスト、財源調達、あるいは人材の確保といった部分での課題というものがあると思っております。そういった中で、第三者委員会という部分もありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、文書管理規程等、重要文書についての管理規定もございますので現状では、今ある保管場所については効率的な活用をしながら管理規定にのっとった中で対応していければというふうに思っておりますし、今後もその観点を持ちながら管理に努めていくというところでございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 第三者機関のチェック体制というのは、今後ぜひ検討していただければよろしいかなと思います。

それで、公文書管理のルールというのが内規だけなんです、要するに先ほど言った、町の文書取扱規程という内規です。この内規ですと、先ほども言ったように、裁量に幅があるんですね、担当者の考えによって。そこで知的な古文書というのは、町民の重要な知的財産になりますので、文書が安易に廃棄されないように条例化すべきだというのが、今いろいろ言われているところなんです。そこで現行の内規定では、違反への罰則がないです。そこで住民への責任が曖昧となっているという部分で、これは金ケ崎町さんあたりはそういうふうな罰則規定もきちっと入れて、今後対応していくというふうになっているのですが、その件のところはいかがお考えでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 金ケ崎町さんの情報、ちょっと持ち合わせてはいないんですけれども、大槌町さんの条例を見させていただいたところ、うちのところの管理規定との大きな違いというものは、目的の部分に記されております。目的の部分では、先ほど村上議員おっしゃっているとおり、まちの活動の記録、歴史事実の記録というものの保存の理念というものがうたってあります。一方、当町の文書管理規定につきましては、ここの理念の部分についてはありませんけれども、文書の管理の部分については全く同じようにうたわれております。大槌町さんの部分については、11条というところでありまして結果的に規

則に委任されていて、罰則の部分については触れていないというところであります。罰則の部分につきましては、また別なもので「職員の懲戒処分に関する指針」においてもあるものでありますので、そちらのほうでというような考えであります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 最後にいたしますが、いずれ公文書というのは住民の、あるいはこれは国にあと国民の重要な知的財産です。これは、今までの過去のものから、それから将来にそこからさかのぼって、将来に判断する重要な資料となります。先ほど、条例化を私はすべきじゃないのかというのは、首長の問題意識、この公文書管理に対する。それから職員の意識向上、そういうものを目的にして条例化を図るべきじゃないのかということをあえて私はお話をいたしました。私も文書取扱規程を見させていただきましたが、なかなか細かくてわかりにくいものです。条例化というのは、もっとスマートな形にして町民もわかりやすいような形で、いつでもホームページから歴集のところをアクセスすればわかるというふうなことになるので、ぜひ今後とも、条例化に向けて検討を進めていただきたいと思います。

希望をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これで、6番、村上 薫君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 0時10分

---

